

教職員の懲戒処分について

市立小学校教諭による暴行・千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反行為・窃盗行為について、当該教諭に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 小学校	教諭	29歳	男	免職

(管理監督者)

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 小学校	校長	58歳	男	嚴重注意
稲毛区 小学校 (前花見川区 小学校)	校長 (校長)	58歳	男	嚴重注意

2 処分年月日

平成31年1月30日 (水)

3 事案概要

被処分者は、一般市民に対し、口腔内に手指を挿入するなどの暴行や千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反行為、現金1万円及び財布等9点在中の他人のリュックサック(18万3,100円相当)を窃取するなどの窃盗行為をした。

4 今後の対応

- (1) 「不祥事防止のためのセルフチェックシート」を活用し、繰り返しサービスの徹底を図るよう教育長から各学校に文書で通知する。

※従来の「不祥事防止のためのセルフチェックシート」に懲戒処分の指針及び千葉市の処分手例を追加し、平成30年9月に全学校に再配信した。

- (2) 法令遵守の意識を高めるため「不祥事防止のためのセルフチェックシート」の内容を全職員が確認した上で法令を順守する旨の「宣誓書」に署名し、学校保存とする。